幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２２年１１月２９日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第３５号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成１２年墨田区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２７条第２項中「１００分の２５」を「１００分の１０」に改め、同条第３項中「１００分の２５」とあるのは「１００分の１０」を「１００分の１０、６月」とあるのは「１００分の５、６月」に改める。

第３０条第２項中「１００分の７０」を「、６月に支給する場合においては１００分の７０、１２月に支給する場合においては１００分の６５」に、「１００分の９０」を「、６月に支給する場合においては１００分の９０、１２月に支給する場合においては１００分の８５」に改め、同条第３項中「１００分の３５」と」の次に「、「１００分の６５」とあるのは「１００分の３０」と」を、「１００分の４５」と」の次に「、「１００分の８５」とあるのは「１００分の４０」と」を加える。

付則第６項を削り、付則第７項を付則第６項とし、付則第８項を削る。

別表第１を次のように改める。

別表第１

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	１　　級	２　　級	３　　級
	号　　給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	１	１４４，０００	１５９，０００	２９３，１００
	２	１４５，５００	１６１，０００	２９６，２００
	３	１４７，０００	１６３，０００	２９９，３００
	４	１４８，５００	１６５，０００	３０２，５００
	５	１５０，０００	１６６，９００	３０５，５００
	６	１５１，６００	１６９，１００	３０８，７００
	７	１５３，３００	１７１，３００	３１１，７００
	８	１５５，１００	１７３，４００	３１４，８００
	９	１５６，９００	１７５，７００	３１７，７００
	１０	１５８，７００	１７８，４００	３２０，１００
	１１	１６０，５００	１８１，０００	３２２，４００
	１２	１６２，５００	１８３，７００	３２４，６００
	１３	１６４，５００	１８６，４００	３２７，１００
	１４	１６６，５００	１８７，９００	３２９，４００
	１５	１６８，７００	１８９，６００	３３１，７００
	１６	１７０，９００	１９１，３００	３３４，１００
	１７	１７３，１００	１９３，０００	３３６，４００
	１８	１７５，５００	１９４，２００	３３８，７００
	１９	１７８，０００	１９５，２００	３４１，１００
	２０	１８０，４００	１９６，４００	３４３，３００
	２１	１８２，８００	１９７，７００	３４５，５００
	２２	１８４，２００	１９８，９００	３４７，６００
	２３	１８５，６００	２００，１００	３４９，６００
	２４	１８６，６００	２０１，５００	３５１，６００
	２５	１８７，９００	２０２，９００	３５３，５００
	２６	１８９，２００	２０４，３００	３５５，５００
	２７	１９０，６００	２０５，６００	３５７，５００
	２８	１９１，８００	２０７，３００	３５９，３００
	２９	１９３，１００	２０８，９００	３６１，２００
	３０	１９４，２００	２１１，１００	３６３，１００
	３１	１９５，５００	２１３，５００	３６４，９００
	３２	１９６，６００	２１６，１００	３６６，６００
	３３	１９７，８００	２１８，５００	３６８，４００
	３４	１９８，９００	２２０，９００	３７０，２００
	３５	２００，１００	２２３，７００	３７２，０００

36	201,600	226,100	373,700
37	203,000	228,800	375,500
38	204,500	231,400	377,400
39	205,900	234,100	379,100
40	207,500	236,800	380,600
41	209,100	239,500	382,400
42	210,600	242,200	384,200
43	212,200	245,000	385,700
44	213,900	247,700	387,400
45	215,600	250,500	389,100
46	217,200	253,400	390,700
47	218,900	256,300	392,200
48	220,500	259,200	393,700
49	222,300	262,100	395,300
50	224,000	265,100	396,800
51	225,500	267,900	398,200
52	227,000	271,000	399,800
53	228,700	273,900	401,200
54	230,300	277,000	402,800
55	231,900	280,000	404,200
56	233,300	283,100	405,600
57	234,800	286,300	407,000
58	236,300	289,300	408,400
59	237,900	292,300	409,800
60	239,300	295,300	411,200
61	240,800	298,300	412,500
62	242,200	301,200	413,900
63	243,800	304,200	415,000
64	245,200	307,100	416,400
65	246,700	309,900	417,700
66	248,100	312,300	418,800
67	249,600	314,600	419,900
68	251,100	316,700	421,000
69	252,400	319,100	422,000
70	253,700	321,200	423,000
71	255,000	323,400	424,000
72	256,300	325,800	425,000
73	257,700	328,000	425,700
74	258,900	330,200	426,500
75	260,000	332,500	427,400
76	261,100	334,800	428,200

77	262,300	336,900	428,900
78	263,400	338,900	429,700
79	264,400	340,900	430,500
80	265,500	342,700	431,300
81	266,400	344,600	431,900
82	267,400	346,500	432,600
83	268,500	348,500	433,200
84	269,600	350,200	433,800
85	270,400	351,900	434,500
86	271,400	353,800	435,200
87	272,400	355,700	435,800
88	273,200	357,300	436,500
89	274,100	359,000	437,100
90	274,900	360,700	437,800
91	275,600	362,300	438,500
92	276,400	363,800	439,200
93	277,200	365,200	439,900
94	277,900	366,800	440,500
95	278,600	368,300	441,200
96	279,200	369,700	441,900
97	279,700	371,100	442,600
98	280,400	372,100	443,200
99	281,100	373,400	443,900
100	281,700	374,700	444,500
101	282,300	375,900	445,200
102	282,900	377,100	445,800
103	283,500	378,300	446,500
104	284,000	379,400	447,100
105	284,600	380,500	447,800
106	285,100	381,700	448,400
107	285,600	382,900	449,000
108	286,000	384,000	449,600
109	286,400	385,000	450,100
110	286,600	386,100	
111	286,900	387,200	
112	287,300	388,300	
113	287,700	389,300	
114	288,100	390,400	
115	288,400	391,400	
116	288,700	392,500	
117	289,100	393,300	

	118	289,500	394,200	
	119	289,900	395,200	
	120	290,300	396,200	
	121	290,700	397,200	
	122	291,100	398,100	
	123	291,500	399,100	
	124	291,900	400,100	
	125	292,300	401,000	
	126		401,700	
	127		402,600	
	128		403,500	
	129		404,300	
	130		405,000	
	131		405,800	
	132		406,500	
	133		407,200	
	134		407,800	
	135		408,400	
	136		409,000	
	137		409,600	
	138		410,200	
	139		410,800	
	140		411,200	
	141		411,800	
	142		412,300	
	143		412,900	
	144		413,400	
	145		413,900	
	146		414,400	
	147		414,800	
	148		415,300	
	149		415,800	
	150		416,300	
	151		416,800	
	152		417,300	
	153		417,800	
	154		418,100	
	155		418,600	
	156		419,000	
	157		419,500	
	158		420,000	

	159 160		４２０，５００ ４２１，０００	
	161 162 163 164		４２１，４００ ４２１，８００ ４２２，３００ ４２２，８００	
	165 166 167 168		４２３，２００ ４２３，７００ ４２４，２００ ４２４，７００	
	169 170 171 172 173 174 175 176		４２５，１００ ４２５，６００ ４２６，０００ ４２６，５００ ４２７，０００ ４２７，５００ ４２８，０００ ４２８，５００	
	177		４２８，９００	
再任用職員		２１５，９００	２６５，９００	３２８，１００

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に８，０００円をそれぞれ加算した額とする。

第２条　幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２７条第２項本文中「１００分の１０」を「１００分の２５」に、「１００分の１２０」を「１００分の１１５」に、「１００分の１３０」を「１００分の１２０」に改め、同項ただし書中「１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１００」を「１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の９５」に、「１００分の１１０」を「１００分の１００」に改め、同条第３項中「１００分の１０、６月」を「１００分の２５」に、「１００分の５、６月」を「１００分の１０」に、「１００分の１２０」を「１００分の１１５」に、「１００分の１３０」を「１００分の１２０」に、「１００分の７５」を「１００分の７０」に、「１００分の１００」を「１００分の９５」に、「１００分の１１０」を「１００分の１００」に、「おいては１００分の６５」を「おいては１００分の６０」に改める。

第３０条第２項中「、６月に支給する場合においては１００分の７０、１２月に支給する場合においては１００分の６５」を「１００分の６７．５」に、「６月に支給する場合においては１００分の９０、１２月に支給する場合においては１００分の８５」を「１００分の８７．５」に改め、同条第３項中「１００分の７０」を「１００分の６７．５」に、「１００分の３５」を「１００分の３２．５」に、「１００分の６５」とあるのは「１００分の３０」と、「１００分の９０」とあるのは「１００分の４５」と、「１００分の８５」とあるのは「１００分の４０」を「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の４２．５」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び付則第６項の規定　公布の日

⑵　第１条中付則の改正規定（付則第８項を削る部分を除く。）及び別表第１の改正規定並びに次項から付則第５項までの規定　平成２３年１月１日

⑶　第２条の規定　平成２３年４月１日

（施行日前の異動者の号給の調整）

２　前項第２号に定める日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成２３年３月に支給する期末手当に関する特例措置）

３　平成２３年３月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第２７条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第４項及び第５項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨田区条例第７号）第４条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第１号に掲げる額又は第１号及び第２号若しくは第１号及び第３号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

⑴　平成２２年４月１日（同月２日から平成２３年３月１日までの間に新たに職員となった者（平成２２年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成１２年墨田区条例第２１号）第２条第１項に規定する教職調整額の月額の合計額に１００分の０．３を乗じて得た額に、平成２２年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

⑵　平成２２年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．

３を乗じて得た額

⑶　平成２２年１２月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３を乗じて得た額

４　平成２２年４月１日から平成２３年３月１日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第１号に掲げる額又は第１号及び第２号若しくは第１号及び第３号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

５　前２項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成２３年３月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（委任）

６　付則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。